



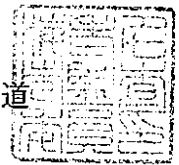
海老名市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長及び教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

平成29年3月29日

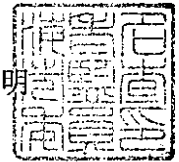
海老名市監査委員

三田 弘道



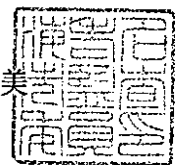
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 まちづくり部 駅周辺対策課
- 2 監査の実施日 平成28年4月25日
- 3 監査結果の公表日 平成28年5月2日(海老名市監査委員告示第6号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
行政財産目的外使用料の算定誤りが5件あった(海老名駅駅舎部自由通路)。使用面積が1平方メートル未満の端数を生じたときは、1平方メートルとして計算するとあるところ、端数を切り上げずに単価を乗じていた。	指摘事項については、確認不足により、行政財産目的外使用申請の内容のまま、使用料の算定をしていたことが原因である。今後は、事務担当者以外の職員にも条例内容をよく周知し、申請があった場合は複数の職員で確認する。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 経済環境部 資源対策課
- 2 監査の実施日 平成28年11月29日
- 3 監査結果の公表日 平成28年11月30日(海老名市監査委員告示第13号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
支出事務において、平成27年度産業廃棄物収集・運搬処理(除害施設汚泥処分)委託料の支出漏れが1件あり、平成28年度予算から支出されていた。	指摘事項については、誤った伝票が承認・決裁されたことが原因である。今後は執行状況の管理表と財務の執行状況一覧を比較し、チェックするとともに、職員各自による関係法規の再確認、財務事務に係る法規の理解を深め、再発の防止に努める。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 教育部 就学支援課
- 2 監査の実施日 平成29年2月23日
- 3 監査結果の公表日 平成29年3月3日(海老名市監査委員告示第5号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
海老名市食の創造館における目的外使用許可(自動販売機及び第2種電柱)に際し、許可権者を誤認し、市長名で許可すべきところ教育委員会名で許可していた。	海老名市食の創造館に関する事務について、海老名市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程第2条第3号の規定により教育委員会職員をして補助執行させるという規定を誤認していたことが原因である。今後は、係全体で食の創造館に関することの共通認識をもつために事務規程や指定管理の基本協定の勉強会を開催し、事務体制の強化に努める。